

地理的表示「山梨」業務実施要領

（総則）

第1条 この業務実施要領は、地理的表示「山梨」管理委員会（以下「管理機関」という。）が行う、地理的表示「山梨」に関する酒類の特性を維持するための管理業務（以下「管理業務」という。）の実施要領について定めるものである。

（目的）

第2条 管理業務は、地理的表示「山梨」に関する酒類の特性を維持するための管理を行うことにより、地理的表示「山梨」を使用するワイン（「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年国税庁告示第19号。以下「地理的表示告示」という。）第1項第5号に掲げる「ぶどう酒」をいう。以下同じ。）に対する消費者の信頼性の確保及びブランド価値の向上を図ることを目的として実施する。

（実施事項）

第3条 管理機関は、以下の管理業務を実施する。

- (1) 地理的表示「山梨」を使用するワインが、地理的表示「山梨」の生産基準に定める「酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性に関する事項」（以下「特性に関する事項」という。）及び「酒類の原料及び製法に関する事項」（以下「製法に関する事項」という。）を満たしていることについての確認業務（以下「審査業務」という。）
- (2) 消費者からの地理的表示「山梨」に関する問い合わせに対応する業務
- (3) 地理的表示「山梨」の使用状況の把握及び管理に関する業務
- (4) 国税当局との連絡及び調整に関する業務
- (5) (1)～(4)に掲げる業務を実施するために必要なその他の業務

（審査業務）

第4条 管理機関は、管理機関の構成員（以下「構成員」という。）から当該構成員が製造するワインに地理的表示「山梨」を使用するための申請があった場合は、以下の方法により審査業務を実施する。

- (1) 書類審査
- (2) 官能審査
- (3) 理化学分析審査

2 管理機関は、構成員ではない者からその者が製造するワインに地理的表示「山梨」を使用するための申請があった場合は、前項各号に掲げる方法により

審査業務を実施する。

- 3 前2項に掲げる申請は、別紙様式1により、地理的表示「山梨」を使用することを予定するワイン360ml以上（以下「使用予定ワイン」という。）及び当該ワインに付すことを予定している商品ラベルを添えて、確認業務実施日の1週間前までに行う。
- 4 審査業務は、原則として毎月（5月を除く。）行う。ただし、管理機関の長が必要と認める場合は、上記に定める以外の時期にも審査業務を実施することができる。

（書類審査）

- 第5条 管理機関は、地理的表示「山梨」を使用するための確認の申請のあったワインが、地理的表示「山梨」の製法に関する事項を満たしているか否かについて、申請書に添付されている書類により確認を行う。
- 2 前項のほか、管理機関は申請書に添付された商品ラベルについて、記載された内容が酒税法等の法令に照らして妥当であるか確認する。
 - 3 管理機関は、確認に必要な範囲において、酒税法第46条により帳簿に記載した事項又はワインの原料の契約書、納品書、規格書並びにその他これらに類するものの写しの提出を求めることができる。
 - 4 混成醸造前の各品種の糖度が不明の場合、果実酒仕込経過簿の数値を基にそれぞれの品種の糖度値を算出し使用することを認める。

（官能審査）

- 第6条 管理機関は、官能審査を実施するため「官能審査実施細則」を定めるとともに、官能審査部会を設置し、部会員を任命する。また、部会員のうち1名を部会長とする。
- 2 官能審査部会員は、山梨県産業技術センター・ワイン技術部、山梨県果樹試験場、東京国税局職員、山梨県ワイン酒造組合の会長、副会長、技術部会長及び技術部会員並びにその他有識者から選任することとする。
 - 3 官能審査では、申込みに添えられた酒類について、特性に関する事項に合致していないような明らかに異常な味や香りが無いことを確認するとともに、特性に関する事項が十分に反映されていることを確認する。
 - 4 官能審査部会長は、官能審査の結果を速やかに管理機関の長に報告する。

（理化学分析審査）

- 第7条 管理機関は、書類審査のみでは地理的表示「山梨」の「酒類の原料及び製法に関する事項」を満たしていることの確認ができない場合には、使用予定

ワインの理化学分析審査を行う。

- 2 理化学分析審査は、公定法又は公定法に準ずる方法による理化学分析により行う。

（審査業務の結果通知）

第8条 管理機関は、第4条の審査業務を実施した結果、構成員又は管理機関の構成員でない者（以下「構成員等」という。）から申請のあったワインが特性に関する事項及び製法に関する事項を満たしていることを認めた場合は、当該構成員等に対して「地理的表示『山梨』使用果実酒通知書」（別紙様式2）（以下「通知書」という。）により、その旨を当該申請者に通知する。

- 2 前項に掲げる以外のワインについては、通知書に生産基準を満たしていないと認めた事由を記載した上で、当該申請者に通知する。

なお、当該ワインに係る再確認については、1回のみ第4条第1項又は第2項の申請を受け付けることができる。

（地理的表示「山梨」を使用できる範囲）

第9条 前条第1項による通知があった構成員等は、使用予定ワインと同一の貯蔵容器（使用予定ワインと同一であると申請した貯蔵容器を含む。）に貯蔵されているワインについて、生産基準第4の3「酒類の特性を維持するための管理に関する事項」に規定する確認を受けたものとして、地理的表示「山梨」を使用できる。

（審査業務結果の保存及び開示）

第10条 審査業務に関連する書類は、審査業務を行った日の属する年度の翌年度の4月1日から5年以上保存する。

- 2 構成員等から、当該構成員等のワインに係る審査業務に関連する書類について情報の開示請求があった場合は、保存している情報を開示しなければならない。
- 3 前項に基づく対応のてん末については、適宜の様式で記録し、その記録を作成した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年以上保存する。

（手数料）

第11条 審査業務を受ける際の手数料は当分の間無料とする。

（消費者からの問い合わせに対する業務）

第12条 管理機関内に、地理的表示「山梨」に関する照会等担当者を置く。

- 2 照会等担当者は、地理的表示「山梨」に関する消費者からの問い合わせに対する対応を行う。

なお、構成員等の商品に関する問い合わせや品質等に対する苦情があった場合は、当該構成員等と連携し対応する。

- 3 地理的表示「山梨」を使用してはならないワインに「山梨」と表示されている旨の情報提供があった場合には、適宜の様式で記録し、直ちに管理機関の長に報告する。
- 4 前項の記録については、その記録を作成した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年以上保存する。

(地理的表示「山梨」の使用状況の把握及び管理)

第13条 管理機関内に、地理的表示「山梨」使用管理者（以下「使用管理者」という。）を置く。

- 2 管理機関は、構成員等に対して4月1日から翌年3月31日までに出荷した使用ワインに関する出荷量を管理機関に報告するよう求める。
- 3 使用管理者は、地理的表示「山梨」に関する出荷量等の統計情報を把握し集計するとともに、その結果を管理機関の長に報告する。
- 4 地理的表示「山梨」の使用状況の把握及び管理に係る書類は、その作成した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年以上保存する。

(国税当局への協力)

第14条 管理機関は、消費者の信頼性の確保及び地域ブランド保護の観点から、不正な「山梨」の使用に関する情報について東京国税局へ提供する。

- 2 管理機関は東京国税局酒税課からの求めに応じて、管理業務に関する資料及び情報を提供する。

(違反等)

第15条 管理機関は、構成員が通知書で定める範囲のワイン以外のワインを使用していることを把握した場合は、当該構成員に対し、必要な範囲において地理的表示「山梨」の使用を直ちに停止するよう求めることができる。

- 2 管理機関は、前項による地理的表示「山梨」の使用停止の求めに応じない者からの第4条第1項の申請については、当分の間受理しないことができる。
- 3 地理的表示告示を遵守しないものとして、財務大臣が酒類業組合法第86条の6第4号に基づき公表した酒類製造業者からの第4条第1項又は第2項の申請については、当分の間受理しないことができる。
- 4 管理機関は、構成員が製造するワインに係る地理的表示「山梨」の使用につ

いて違反があることが疑われる場合は、当該構成員に対し現地調査を実施することができる。

- 5 第1項から前項に基づきとった対応については、適宜の様式で記録し、その記録を作成した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年以上保存する。

(統一表示)

第16条 地理的表示「山梨」を付す商品ラベルについては、次の方法等により「GI Yamanashi」と表示することとする。

- (1) 表示するラベルはメインラベルとする。
- (2) 表示する文字の大きさは、7ポイント以上とする。
- (3) 文字の書体は、装飾が少なく誰もが読みやすい書体を用いることとし、文字の色は問わない。

(ぶどう品種の表示)

第17条 地理的表示「山梨」を付す商品ラベルに「甲州」のぶどう品種名を表示する場合は、原料の果実として甲州を100%使用している場合に限ることとする。

(ぶどう品種の追加)

第18条 山梨県果樹試験場において育成したワイン用交配品種ぶどう等について、当該ぶどうを原料としたワインが3年以上製造されており、かつ、官能審査部会により、当該ワインについて、地理的表示「山梨」の特性に関する事項が十分に反映されていることの確認ができた場合には、速やかに、地理的表示「山梨」の原料ぶどう品種として追加する手続きを、国税庁長官に対して開始する。

(ぶどう栽培期間の天候)

第19条 管理機関の長は、気象庁がホームページで公開している気象情報、山梨県果樹試験場における天候観測結果、台風等の要因等を総合的に勘案し、ぶどう栽培期間の天候が不順であったか否かを決定するとともに、その旨をホームページ等で周知する。

- 2 前項の決定に関連する書類は、決定を行った日の属する年度の翌年度の4月1日から5年以上保存する。

(その他)

第20条 本業務実施要領及び関連規定を改訂する場合は、東京国税局の承認を

受けるものとする。

- 2 管理業務の実施に当たり、その他必要な事項は、管理機関の長が別途定めることとする。

(附則)

地理的表示「山梨」の生産基準の変更をした日までに実施した品質検査において、合格である旨の審査結果を通知しているワインについては、当該業務実施要領に基づく結果通知書の有無に関わらず、生産基準第4の3「酒類の特性を維持するための管理に関する事項」に規定する確認を受けたものとして取り扱う。